

稲作情報

営農部米穀課
武石 努



10月1日から11月10日までの期間は、「秋田県公害防止条例」により稲わら・もみ殻焼きの屋外燃焼が禁止となります。

稲わらやもみ殻の焼却時に発生する「ばい煙」は、道路を走る車の視界を遮ったり、目や喉の痛み、頭痛、ぜんそくなど体の弱い方や病気の方への健康被害などの影響が及ぶ可能性があります。

ここ数年は農家の皆さんの理解も進み、稲わらやもみ殻を田へすき込んだり、家畜敷料や堆肥にするなど有効活用し、焼却件数は減ってきています。一方で、稲刈り時期は放射冷却などにより、稲わらの焼却による煙が一年のうちで最も上空に飛散しにくい状態となるため、少しの焼却でも特有の刺激臭が漂い、周辺の生活環境に影響が出やすくなります。

このため県では、「稲わら焼き」の監視・指導を行うパトロールを行いますので、農家の皆様は稲わらを燃やさないようお願いいたします。

美しい空をあなたの手で

STOP!

稲わら焼き

周囲の空気を汚さない環境に優しい米作りをしましょう!

稲わら焼きは県条例で原則禁止されています。
特に、周辺に影響が出やすい**10月1日から11月10日**までの間
全面的に禁止されています。

秋田県

令和2年産米 J A 秋田たかのす仮渡金単価表

単位:円/1袋30kg(包装代・消費税込)※消費税8%

銘柄	等級	J A 米		一般米
		紙袋 (30kg)		紙袋 (30kg)
あきたこまち	1等	6,050		5,900
	2等	5,750		5,600
	3等	5,250		5,100
ひとめぼれ	1等	5,750		5,600
	2等	5,450		5,300
	3等	4,950		4,800
めんこいな	1等	5,600		5,450
	2等	5,300		5,150
	3等	4,800		4,650
ゆめおぼこ	1等	5,600		5,450
	2等	5,300		5,150
	3等	4,800		4,650
ササニシキ	1等	5,800		5,650
	2等	5,500		5,350
	3等	5,000		4,850

銘柄	等級	J A 米		加工用米		
		紙袋 (30kg)		紙袋 (30kg)		
その他	1等	/		5,050		
	2等			4,750		
	3等			4,250		
秋田酒こまち	特上	/		6,575		
	特等			6,400		
	1等			6,025		
	2等			5,025		
もち米	3等	/		3,375		
	1等			3,750		
	2等			3,450		
	3等			2,950		

※農産物検査手数料(26円/30kg、884円/1,020kg税込)は、概算金から控除致します。
※概算金価格は12月1日(火)受入分より全銘柄・全等級において1,000円/30kg引上げとなります。

9月11日開催の全県JA組合長会議において、令和2年産米のJA向け概算金が決定しました。これを受け、JA秋田たかのすでは次の通り、概算金単価を決定しましたので、お知らせいたします。

令和2年産米概算金が決定

